第四十四条の二第二号中「第三十八条まで」を「第三十七条まで及び第三十八条」に改める。

第四十五条の二中「第四十二条の三の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十二条の三の規定に違反した者

二　第四十二条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（歯科衛生士法の一部改正）

第九条　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「直接の」を削り、「女子」を「者」に改める。

第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五を第十三条の六とする。

第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五　歯科衛生士は、その業務を行うに当たっては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない。

第十九条第一項中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

第二十条第二号中「第十三条の六」を「第十三条の七」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第三項」を「附則第二項」に、「附則第四項及び第五項」を「附則第三項及び第四項」に改め、同項を附則第六項とする。

（生活保護法の一部改正）

第十条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「第八号」を「第九号」に改め、「要支援者をいう。」の下に「以下この項及び」を、「までに掲げる事項の範囲内において」の下に「行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

第十五条の二第五項中「に規定する介護予防訪問介護、同条第三項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項に規定する介護予防通所介護、同条第八項」を「同条第六項」に、「同条第九項」を「同条第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、同条第六項中「第一項第五号」の下に「及び第八号」を加え、「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

第三十四条の二第二項中「及び介護予防福祉用具」を「、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）」に、「同条第三項」を「第十五条の二第三項」に、「並びにその」を「、その」に、「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改め、「）をいう。以下同じ。）」の下に「並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「又は特定介護予防福祉用具販売事業者」を「、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者」に、「又は介護予防福祉用具」を「、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援」に改め、同条第四項中「、第一項の指定」の下に「（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）」を加え、「含む」を「含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く」に、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定介護機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条の三第二号から第四号まで、第八十四条の四第一項及び第八十六条第一項中「第五十五条第二項」を「第五項並びに第五十五条第二項」に改める。

別表第二に次のように加える。

介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十五条の二」を「第五項並びに第五十五条の二」に改め、同表都道府県の項中「）及び第五十五条第二項」を「）並びに第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項」に、「第五十五条の二」を「第五項並びに第五十五条の二」に改める。

第十一条　生活保護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「同条第十七項」を「同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。	